

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-264)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

告 示

○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正.....	(医療政策課)	21
○知事権限に係る保安林の指定.....	(治山課)	21
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	22
○道路の供用の開始.....	(道路整備課)	23
○道路の区域の変更及び供用の開始.....	(道路整備課)	23

支庁告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		23
------------------------	--	----

告 示

北海道告示第664号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成16年7月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

札幌市の項国立札幌病院の事項中「国立札幌病院」を「独立行政法人国立病院機構北海道がんセンター」に改め、同項国立療養所西札幌病院の事項中「国立療養所西札幌病院」を「独立行政法人国立病院機構西札幌病院」に改め、同項手稲溪仁会病院の事項中「平成16. 6.30」を「平成19. 6.30」に改め、同項医療法人社団エス・エス・ジェイ札幌整形循環器病院の事項中「平成16. 6.30」を「平成19. 6.30」に改める。

旭川市の項医療法人社団慈成会東旭川病院の事項を削り、同項国立療養所道北病院の事項中「国立療養所道北病院」を「独立行政法人国立病院機構道北病院」に改め、同項医療法人社団杏仁会大雪病院の事項中「平成16. 6.30」を「平成19. 6.30」に改める。

室蘭市の項日鋼記念病院の事項及び医療法人社団医修会大川原脳神経外科病院の事項中「平成16. 6.30」を「平成19. 6.30」に改める。

釧路市の項医療法人東北海道病院の事項を削る。

帯広市の項医療法人社団博愛会開西病院の事項中「平成16. 6.30」を「平成19. 6.30」に改める。

岩見沢市の項医療法人北翔会岩見沢整形外科内科病院の事項中「平成16. 6.30」を「平成19. 6.30」に改め、同項岩見沢労災病院の事項中「岩見沢労災病院」を「独立行政法人労働者健康福祉機構岩見沢労災病院」に改め、同項倉増整形外科の事項中「倉増整形外科」を「医療法人社団倉増整形外科」に改める。

苫小牧市の項医療法人社団神島整形外科の事項を削る。

美唄市の項美唄労災病院の事項中「美唄労災病院」を「独立行政法人労働者健康福祉機構美唄労災病院」に改める。

江別市の項医療法人社団すみ整形外科医院の事項及び医療法人社団親寿会池永クリニックの事項中「平成16. 6.30」を「平成19. 6.30」に改める。

赤平市の項杉本医院の事項を削る。

千歳市の項矢尾外科胃腸科の事項を削る。

恵庭市の項医療法人社団哲仁会えにわ病院の事項中「医療法人社団哲仁会えにわ病院」を「医療法人社団我汝会えにわ病院」に、「恵庭市南島松749番10」を「恵庭市黄金町28番6」に、「平成17. 9.30」を「平成19. 6.30」に改める。

石狩市の項医療法人社団佐々木整形外科医院の事項中「平成16. 6.30」を「平成19. 6.30」に改める。

木古内町の項木古内町国民健康保険病院の事項中「平成16. 6.30」を「平成19. 6.30」に改める。

八雲町の項八雲総合病院の事項中「平成16. 6.30」を「平成19. 6.30」に改める。

芽室町の項公立芽室病院の事項中「平成16. 6.30」を「平成19. 6.30」に改める。

北海道告示第665号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年7月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字宇隆56

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

7月は「愛の献血助け合い運動月間」です。献血にご協力ください。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第666号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年7月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 爾志郡乙部町字滝瀬1の30・1の31・1の38（以上の
の所在場所 3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 爾志郡乙部町字滝瀬241
の所在場所
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 爾志郡乙部町字館浦44の2、44の3
の所在場所
 - (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 爾志郡乙部町字旭岱808（次の図に示す部分に限
の所在場所 る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 航行の目標の保存
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 爾志郡乙部町字旭岱808（次の図に示す部分に限
の所在場所 る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 6(1) 指定施業要件変更予定保安林 爾志郡乙部町字花磯4の1（次の図に示す部分に限
の所在場所 る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山支庁経済部林務課及び乙部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第667号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年7月13日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名

供用開始の区間

供用開始の期日

道道 北松山大成線

久遠郡大成町字太田国有林檜山森林管理署乙部森林経営センター1017林班い小班地先から久遠郡大成町字富磯394番地先まで

平成16. 8. 3

北海道告示第668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年7月13日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類

道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名（縦覧場所）

区間

変更前後の別

敷地の幅員

延長

国道等との重複区間

奥尻島線
北海道函館土木現業所

奥尻郡奥尻町字青苗364番地先から奥尻郡奥尻町字青苗338番1地先まで

前

5.84mから9.67mまで

143.06m

—

後

17.75mから22.20mまで

143.06m

—

奥尻島線
北海道函館土木現業所

奥尻郡奥尻町字青苗369番地先（河川敷地）から奥尻郡奥尻町字青苗364番地先まで

前

11.78mから18.28mまで

226.38m

—

後

18.25mから26.59mまで

224.85m

—

北海道宗谷支庁告示第5号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年7月13日

北海道宗谷支庁長 佐藤 俊夫

1 落札に係る物品等の名称及び数量

マニアスプレッダー 10.0 t 以上 1台

2 落札を決定した日

平成16年7月1日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

東北海道いすゞ自動車株式会社

(2) 住所

帯広市大通南7丁目8番地

4 落札金額

24,937,500円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成16年5月18日付け北海道宗谷支庁告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称

北海道宗谷支庁総務部会計課

(2) 所在地

北海道稚内市末広4丁目2番27号

支 庁 告 示

